

大阪市建設事業評価有識者会議における議論の深度化に向けて（継続的改善の取組み）

◎ 背景・経緯

- 令和3年度の建設事業評価においては、3回の会議で19事業の評価を行うこととして、一事業あたりの議論の時間が非常に限られたことから、第2回建設事業評価有識者会議（R3. 10. 28）において、「建設事業評価の今後のあり方」として、会議の形骸化を防止し議論の深度化を図る観点から、委員の皆様にご意見をいただいた。

【議論の深度化に関する主な委員意見（事務局要約）】

- ① 数字を基に客観的な評価をしていきたい。数字の背景や、再評価における時系列を詳しく説明してほしい。
- ② 大阪府だと、現地踏査をすることによって、様々な情報や観点が入ってくるので、定量的な分析と定性的な分析を補完しながら、より良い評価につなげられる。
- ③ 基準を設けて対象事業を絞り込んでほしい。それにより生じた時間で、数字の根拠も示せるし、それから他の会議との関係性の整理できる。

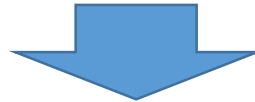
◎ 委員のご意見を踏まえ、議論の深度化に向けて、以下の取組みを実施

- ① 調書作成要領の改定（令和3年度第3回会議より実施済）
 - ・ 資料について、記載すべき事項を簡潔に1枚にまとめた「調書」と「調書説明資料」に再編成
 - ・ 「調書説明資料」については、数字の背景等のより詳細な内容を記載するとともに、図や表、写真等を多用するなどにより、わかりやすくなるような工夫
- ② 現地視察を実施（令和4年度より）
 - ・ 現地の状況を確認することにより事業への理解が深まる事業などについて、現地視察を実施
- ③ 建設事業評価実施要綱の改正（令和4年4月1日施行）
 - ・ より掘り下げた議論が求められる事業の議論の時間を確保するため、建設事業評価実施要綱を改正し、有識者会議における対象事業を絞り込み

(参考)

◎ 建設事業評価実施要綱の主たる改正内容 (下線部を追記)

- 市は、建設事業評価の実施に当たり、大阪市建設事業評価有識者会議開催要領（平成23年6月1日）に基づき設置する、有識者で構成する大阪市建設事業評価有識者会議（以下「有識者会議」という。）から意見を聴くものとする。ただし、「すでに有識者等の意見を聴取したと認められる事業」については、本条に規定する有識者会議からの意見聴取を省略することができる。



【参考】「すでに有識者等の意見を聴取したと認められる事業」の取扱いについては、細則にて別途例示。

1. 過去5年の間に施設や事業の必要性等について都市計画審議会において審議され、都市計画の決定又は変更を実施した事業
2. 過去5年の間に施設や事業の必要性等について外部の視点からの意見・助言を有識者から得た事業であって、その意見を踏まえて大阪市として事業実施の方針を決定した事業
3. 事業再評価の対象事業であって、前回評価における意見聴取以降において、総事業費等の事業計画や、必要性・実現性に係る社会経済情勢の大幅な変化が生じていない事業
ここで、「総事業費等の事業計画や必要性・実現性に係る社会経済情勢の大幅な変化」とは、次のいずれかに該当するものをいう。
 - ・ 前回評価で示された総事業費の3割以上の増加
 - ・ 必要性に関して、前回評価で示された利用者数や整備効果の3割以上の減少
 - ・ 実現性に関して、何らかの理由により事業を再開、中止、休止する場合
 - ・ その他、事業の自己評価において、事業の必要性、実現見通し、優先度の評価が低下している場合